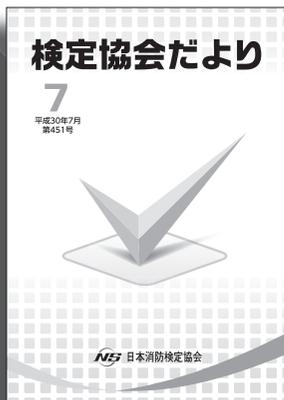


検定協会だより

7

平成30年7月
第451号





平成30年7月号

<http://www.jfeii.or.jp>

目次

巻頭のことば

- 1 「お知らせ文書」を送ってみたら

東京消防庁総監 村上研一

官庁情報

- 3 消防法施行規則等の一部を改正する省令等について

消防庁予防課 松葉勇志

協会情報

- 11 平成29年度の受託評価業務を振り返って

警報設備部
消火・消防設備部
虎ノ門事務所

- 27 「東京国際消防防災展2018」での展示ブースの出展報告

企画研究部情報管理課

- 30 「第18回レスキューロボットコンテスト」
への展示ブースの出展について

企画研究部情報管理課

- 33 財団法人 消防安全中心基金会(C F S)の表敬訪問
について

企画研究部企画研究課

- 34 財団法人 中華民国消防技術顧問基金会(T F T F)の
表敬訪問について

企画研究部企画研究課

お知らせ

- 35 有効期限を経過した受託評価品目

- 37 協会通信・業界の動き・
消防庁の動き

- 42 検定・性能評価・受託評価数量
(平成30年6月)

- 40 新たに取得された型式一覧

「お知らせ文書」を送ってみたら



東京消防庁総監
村上 研一

今年は享保4年に東京の消防の祖である江戸町火消が発足して300年、昭和23年に自治体消防制度が発足して70年の節目の年です。この節目の年に、東京ビッグサイトにおいて5月30日から6月3日の日程でアジア消防長協会総会、全国消防長会総会、東京国際消防防災展2018などを開催しました。

消防防災展には日本消防検定協会をはじめ300近い企業・団体が出展し、展示規模は過去最大規模となりました。ICTなどの新しい技術を活用した消防用設備等の展示やVRを活用した地震・避難・消火体験など、消防防災分野の最先端をいく展示内容は多くの方の関心を集め、アジアの各国・地域、日本全国から消防関係者のほか、消防防災に興味をお持ちの方、消防が大好きな家族連れなど4日間で約18万人もの方にご来場いただき、大盛況で終了することができました。開催にご尽力いただいた株式会社東京ビッグサイトをはじめ関係者の皆様、ご参加いただいた企業・団体の皆様に御礼を申し上げますとともに、ご来場いただいた方々に感謝いたします。

消防防災展を見ていた時も、その後、複合ビルの完成前視察でも感じたのは、日本の建築物・設備は常に最新で素晴らしいということです。東京では2年後の東京2020大会に向け、急速に都市開発が進められていますが、最新の建築技術が導入され、地震に強く、環境に配慮し、人にやさしい建築物になっており、消防用設備等も非の打ちどころのない状態に仕上がっています。

そこで問題になってくるのは維持管理です。建築物の安全性を新築時と同様に確保するためには、消防用設備等をはじめ各種防災関係設備を適正に管理し、機能を維持していく必要があります。消防用設備等については、消防法第17条の3の3で定期的な点検と消防機関への報告が義務付けられています。

実態はどうでしょう、平成29年度末での点検報告率（消防法施行令で消防用設備等の設置義務防火対象物で消防機関に報告している比率）は全国で49.2%にすぎません。東京消防庁では約67%です。決して十分とは言えません。何か対策が必要ということです。総務省消防庁では平成27年に消防用設備等点検報告制度に関する検討部会を設置し、検

討を実施しているところで、報告率が高い消防本部や報告率が大きく上昇した消防本部の取組事例などを紹介するなどの取り組みを進めています。

東京消防庁では、従来、点検報告未提出の防火対象物の関係者に「勧告書」を送付して提出を促すほか、必要に応じて査察係員が訪問して指導していましたが、係員に限りがあり、はかばかしい成果を上げられませんでした。担当係員の増員が難しい中、東京2020大会の開催が迫り、対策を講じる必要がありました。そこで、外部委託により「お知らせ文書」を送付する事業を開始しました。この事業は東京2020大会を見据え、競技施設、繁華街、観光地等の観光客等が多く集まると予想される地域で、①お知らせ文書、リーフレット、アンケート送付②コールセンターの設置③アンケートの回収・集計などを委託して実施するもので、平成28年度からスタートしました。

初年度は約42,800対象に送付しましたが、約37%が届け先不明で返送されたほか、コールセンターへの問い合わせが殺到し苦情につながるなどの課題が生じました。返送は送付時のデータの精査が不十分なことが要因であり、問い合わせの殺到は発送を1回で行ったことが原因でした。平成29年度は発送を分けるなどの改善を図り約42,400対象に送付しました。送付後1年間で38%の送付対象から報告されるなど、一定の成果があがっており、平成29年度末で送付区域内の報告率は約5ポイント上昇し約69%に、東京消防庁全体の報告率は2ポイント上昇し約67%になっています。

今回の事業で留意したのは、消防署に問い合わせがないようにコールセンターを設けたことと、提出されない方々の意見を聞くためにアンケートを実施したことです。コールセンターは一時電話が通じなくなる状態になりましたが、消防署の業務負担を減らす点では成果を上げることができました。興味深いのはアンケートです。「点検・報告が必要なことを知っていましたか？」という設問に対し、45.4%が「知らなかった」と回答。次に知っていた方に「なぜ報告をしていなかったか？」と尋ねると19.4%が「いつ報告を行えばいいのかわからなかった」、18.7%が「いつ点検をすればいいのかわからなかった。」と回答しています。すなわち、7割近くの方が点検報告制度を正しく理解していないことが分かったのです。私達消防職員にとっての常識が建物関係者にとっては決して常識ではないのです。

建物購入時、テナント入居時等、建物やスペースが別の人に引き渡されるときに必要な情報が伝達されていない可能性が考えられます。建物の安全性、都市の安全性を向上させていくためには、そこに暮らす人、そこで働く人に目を向けきめ細かい予防行政を展開していくことが必要なことをこのアンケートは教えてくれました。

先日、TVをみていたら、ある社長がこのようにしていました。「同じ業務を続けているだけでは後退する。前に進み続けて初めて現状が維持できる。」私も常にこのような気持ちで業務に取り組んでいきたいと考えています。



消防法施行規則等の一部を改正する省令等 について

消防庁予防課 松葉勇志

1 はじめに

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）が平成30年6月15日に施行され、住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令（平成29年政令第272号）により、住宅宿泊事業に係る事前の届出が同年3月15日から開始されるとともに、旅館業法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第98号）が平成28年4月1日に施行され、客室の最低面積基準が収容定員一人当たり3.3㎡以上とするよう緩和され、「簡易宿所営業における玄関帳場等の設置について」（平成29年12月15日付け生食発1215第3号）により、複数の簡易宿所において共同で玄関帳場等を設置する場合の取扱いについて示されました。これに伴い、共同住宅の一部が消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第一（5）項イの用途に供される防火対象物が今後増加することが想定されることから、こうした施設における消防用設備等の設置基準を合理化すべく、今般、消防法施行規則（昭和36年総務省令第6号。以下「規則」という。）、特定共同住宅等における必要と

される防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「特定共住省令」という。）及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号。以下「特小施設省令」という。）の関連規定の整備を行うため、消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年総務省令第34号。以下「改正省令」という。）及び消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件（平成30年消防庁告示第13号）を平成30年6月1日に公布・施行したところです。以下、この改正省令等について御紹介いたします。

2 改正の背景

近年、住宅を活用して宿泊サービスを提供する、いわゆる民泊サービスが急速に普及してきており、急増する訪日外国人観光客のニーズや大都市部での宿泊需給の逼迫状況等に対応するため、民泊サービスの活用を図ることが重要視され

ているほか、公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止に留意したルールづくり、無許可で旅館業を営む違法民泊への対応が急務となっていました。

これらの状況の中で、平成25年12月に公布された国家戦略特別区域法第13条において一部地域における旅館業法の特例が規定され、いわゆる特区民泊が認められたほか、平成28年3月に行われた旅館業法施行令の改正において簡易宿所の客室面積基準等が見直されており、下述の

「民泊サービス」のあり方に関する検討会等を経て、平成29年6月、民泊サービスの適正な運営の確保と同サービスの普及の両立を図るため、住宅宿泊事業法が公布されました。

住宅宿泊事業法は、住宅における宿泊の年間提供日数の上限を180日とし、住宅宿泊事業（民泊サービス）を行う者を「住宅宿泊事業者」、住宅事業者から委託を受けて管理業務を行う者を「住宅宿泊管理業者」、宿泊サービスの仲介業務を

【民泊サービスの制度設計の概要】
 （「民泊サービス」のあり方に関する検討会）

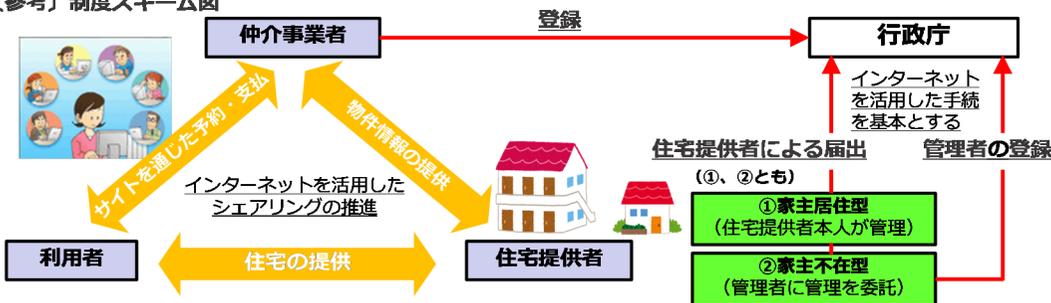
- ◆ 制度目的
 民泊の健全な普及、多様化する宿泊ニーズや宿泊需給への対応、空き家の有効活用等。
- ◆ 制度の対象とする民泊の意義
 住宅を活用した宿泊の提供と位置付け、住宅を1日単位で利用者に貸し出すもので、「一定の要件」の範囲内で、有償かつ反復継続するもの。
- ※ 「一定の要件」として、既存の旅館・ホテルと法律上異なる取扱いをするための合理的な基準を設定（例：日数制限（年間180日以下）、宿泊人数制限、延床面積制限等）。

「一定の要件」を超えて実施されるものは、新たな制度枠組みの対象外であり、旅館業法に基づく営業許可が必要。

- ※ 「住宅」として扱い得るような「一定の要件」が設定されることとなれば、住居専用地域（下述）でも実施可能（ただし、地域の実情に応じて、条例等により実施できないこととすることも可能。）。

- ◆ 制度枠組みの基本的な考え方
 「家主居住型（ホームステイ）」と「家主不在型」に区別した上で、住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者、住宅宿泊仲介業者に対する適切な規制を課し、適正な管理や安全面・衛生面を確保しつつ、行政が、住宅を提供して実施する民泊を把握できる仕組みを構築。

【参考】制度スキーム図



行う者を「住宅宿泊仲介業者」と定め、各者に対する適切な規制を課しています。また、住宅宿泊事業は、都市計画法上の住居専用地域においても運営することが可能とされています。

また、住宅宿泊事業法と消防法（昭和23年法律第186号）との関係では、住宅で民泊を行う場合、建物や設備等に不慣れな不特定の者（外国人を含む）が滞在し、火災リスクが高まることから、滞在中や他の居住者の安全確保のため、消防法に基づく防火安全対策（消防用設備等の設置や防火管理等）が適切に実施されること、さらに、住宅宿泊事業者が不在であり、かつ、宿泊室の面積が50㎡を超える場合は、令別表第一（5）項イとなることが重要です。

3 改正省令の概要（民泊関連部分）

令別表第一（5）項口の用途に供される防火対象物等に同表（5）項イの用途に供される部分が入居することにより、【図-1】のように消防用設備等の設置基準が強化されます。これらの規制を合理化するため次の1）から4）の改正を行いました。

1) スプリンクラー設備の設置基準の見直しについて（規則第13条関係）（改正事項①）

令第12条第1項第3号において、令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ及び（16）項イに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が11以上のもの（総務省令で定める部分を除く。）にスプリンクラー設備を設置しなければならないものとされている一方で、その設置を要しな

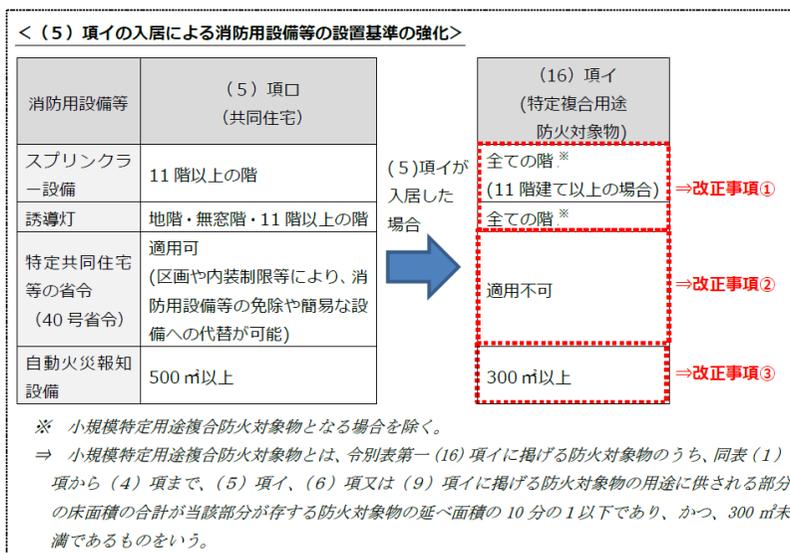


図-1

い総務省令で定める部分に関しては、規則第13条において規定されています。

ここで、改正前の規定では、11階建て以上の共同住宅（令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物）の一部（防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の10分の1を超えるもの、又は300㎡以上であるもの）に民泊（令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物）が入る場合、当該防火対象物が11階建て以上の複合用途防

火対象物（令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物）となるため、建物全体にスプリンクラー設備の設置義務が生じることになり、民泊の有無により設置義務に大きな差が生じてしまうこととなります。

そこで、本改正において、規則第13条第1項に第1号の2を新設し、令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、一定の区画を有する10階以下の階（住戸利用施設（後述）の床面積の合計が3,000㎡以上となる防火対象物の階のう

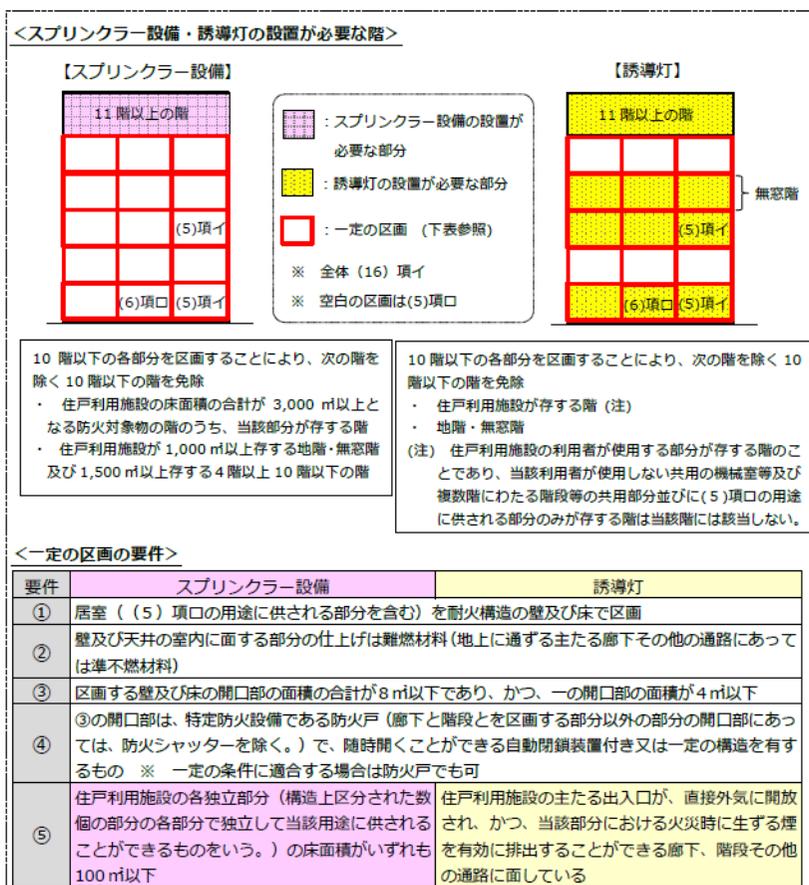


図-2

ち、当該部分が存する階や住戸利用施設が1,000 m²以上存する地階・無窓階及び1,500 m²以上存する4階以上10階以下の階等を除く。)ではスプリンクラー設備の設置を不要としました。

なお、上述の「一定の区画」において、個別の制限を設けた主な理由は以下のとおりです。

① 令別表第1(5)項ロに掲げる部分にも区画を求める理由

令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の利用者は建物構造に不案内であるため、他の住戸等が火災になった際に、建物外への避難が困難となるおそれがあることから、全住戸及び廊下に延焼拡大措置が図られている区画を有する防火対象物のみ10階以下のスプリンクラー設備を免除できることとしています。

② 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物に100m²の区画を求める理由

規則第13条第1項第1号に規定するいわゆる居住型福祉施設との整合を図ったほか、令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の面積が大きくなるにつれ、火気設備の使用方法や建物構造・設備等に不案内な宿泊者の人数が増えることになり、出火危険性、初期消火困難性及び避難困難性が高まるため、面積制限を設けています。

③ 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物及び居住型福祉施設の床面積の合計が3,000m²以上のものを除いている理

由

令別表第1(5)項イ及びロに掲げる防火対象物が入る令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物において、同令第12条第1項第10号の規定によりスプリンクラー設備が必要となる場合、当該除外規定を設けないと、11階建て以上の場合に設置を免除できる一方、10階建て以下の場合には免除できないという矛盾が生じるため、同令第12条第1項第10号の規定によりスプリンクラー設備が必要となる場合には、今回の免除規定を一律適用できないこととしています。

④ 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物及び居住型福祉施設の床面積の合計が地階・無窓階1,000m²以上、4階以上10階以下の階1,500m²以上のものを除いている理由

令別表第1(5)項イ及びロに掲げる防火対象物が入る令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物において、同令第12条第1項第11号イの規定によりスプリンクラー設備が必要となる場合、当該除外規定を設けないと、11階建て以上の場合に設置を免除できる一方、10階建て以下の場合には免除できないという矛盾が生じるため、同令第12条第1項第11号イの規定によりスプリンクラー設備が必要となる場合には、今回の免除規定を一律適用できないこととしています

2) 誘導灯の設置基準の見直しについて

(規則第28条の2)

令第26条第1項において、誘導灯を設置しなければならない防火対象物が規定されており、同条同項ただし書において、避難が容易であると認められるもので総務省令で定めるものについては、この限りでないとして、総務省令で定める部分に関しては、規則第28条の2において規定されています。

ここで、改正前の規定では、令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物となるものうち、令別表第1(5)項ロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物のうち居住型福祉施設のみで構成されているものは、一定の区画条件を満たすことで、令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物部分の誘導灯は免除できるとされていますが、当該規定に同令同表第1(5)項イに掲げる防火対象物が含まれていないため、11階建て以上の共同住宅の一部に民泊が入る場合、当該防火対象物が11階建て以上の複合用途防火対象物となるため、建物全体に誘導灯の設置義務が生じることになり、民泊の有無により設置義務に大きな差が生じてしまうこととなります。

そこで、本改正において、規則第28条の2第1項に第4号の2を新設し、令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、一定の区画を有する10階以下の階（住戸利用施設が存する階や地階・無窓階を除く。）では誘導灯の設置を不要としました。（【図-2】参照）

3) 特定共住省令に関する事項

令第29条の4第1項において、総務省令で定めるところにより、通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる消防の用に供する設備等を用いることができるとされ、総務省令で定める部分の一部に関しては、特定共住省令第2条において定められています。

ここで、改正前の規定では、特定共同住宅等（特定共住省令第2条第1号）の一部に宿泊施設（令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物）が入る場合、特定共同住宅等に該当しなくなり、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、スプリンクラー設備等の設置が必要となる場合があります。

そこで、住宅宿泊事業法の公布や旅館業法の改正等により、共同住宅の一部に令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物が入ることが想定されること、共同住宅の一部に存する令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物は共同住宅と同様の構造を有しており、可燃物量は一般的に共同住宅以下であることから、本改正において、従来の福祉施設等（特定共住省令第2条第1号の2）に令別表(5)項イに掲げる防火対象物を加えることで、「住戸利用施設」と改め、令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物又は令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物と住戸利用施設との令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物であって、令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物部

分の床面積の合計が全体の2分の1以上のものを特定共同住宅等としました。

また、上述の他に、住戸利用施設の合計が3,000㎡以上となる場合には住戸利用施設が存する階、並びに住戸利用施設が1,000㎡以上存する地階・無窓階及び住戸利用施設が1,500㎡以上存する4階以上の階を有する場合には要件に該当する階では、スプリンクラー設備の設置が必要となりますが、この場合において、共同住宅用スプリンクラー設備での代替を可能としました。

4) 特小施設省令に関する事項

3)と同様に、令第29条の4第1項において、総務省令で定めるところにより、通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる消防の用に供する設備

等を用いることができるとされ、総務省令で定める部分の一部に関しては、特小施設省令第3条において定められています。

ここで、改正前の規定では、延べ面積が300㎡以上500㎡未満の共同住宅の一部に民泊が入り、かつ、令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物部分が全体の10分の1を超える面積となった場合、建物全体に自動火災報知設備の設置が必要となる場合があります。

そこで、本改正において、延べ面積が300㎡以上500㎡未満の令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物（令別表第1(5)項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存しないもの）のうち、令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物部分の床面積の合計が300㎡未満のものにも、特

<特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができる防火対象物>

【延べ面積 300㎡未満の防火対象物】	【延べ面積 300㎡以上の防火対象物】
<p>① (2)項二、(5)項イ、(6)イ(1)から(3)、(6)項ロ及びハ[*](以下「(5)項イ等」という)の用途に供されるもの</p> <p>[*] (6)項ハにあっては利用者を宿泊等させるものに限る。</p> <p>② (16)項イの用途に供されるもので、(5)項イ等の用途に供される部分が存するもの</p>	<p>③ (16)項イの用途に供されるもので、小規模特定用途複合防火対象物(1(2)参照)に該当するもの ((5)項イ等の用途に供される部分のみに設置が義務付けられるものに限る)</p> <p>+ 以下の防火対象物を追加</p> <p>④ (16)項イの用途に供されるもので、以下のすべての要件に適合するもの</p> <ul style="list-style-type: none">延べ面積が 300㎡以上 500㎡未満(5)項イ及びロ以外の用途に供される部分が存しない(5)項イの用途に供される部分の床面積が 300㎡未満

図-3

定小規模施設用自動火災報知設備を設置できることとしました。

なお、令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物部分の床面積の合計が300㎡未満とした理由は、複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成22年総務省令第7号)では、居住型福祉施設(同令第2条第1号)の床面積の合計が300㎡未満とされていることと整合を図ったためです。

また、上述の防火対象物には、本改正により、従来の設置範囲よりも広がることから、階段や廊下の数や範囲も広がることが想定されるため、階段及び廊下に感知器を設置することとしています。

このような、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置範囲拡大に対応するため、従来の無線式感知器のみで構成される特定小規模施設用自動火災報知設備に中継器を付加し、より多数の無線式感知器を設置することができるシステムが開発・設置されてきているところです。これを踏まえ、特小施設省令第2第5号ただし書きにより受信機を設置せず、無線式の感知器のみで構成される場合には、引き続き、その施工容易性に鑑みて消防設備士でなくとも工事及び整備を実施することができるとしていますが、このよ

うに中継器を付加する場合には、その施工にあたり一定の知識と技術が必要であることから、「消防法施行令第36条の2第1項各号及び第2項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件(平成16年消防庁告示第14号)」を改正し、消防設備士でなければ工事及び整備を実施することができないこととしました。また、自動試験機能等対応型感知器及び中継器により構成されるものは、自動試験機能等対応型感知器のみで構成されるものと同様、点検時の作動試験等は不要としています。

4 おわりに

ここまで、本改正における主な改正内容について概観しました。本改正に関して、「消防法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」(平成30年6月1日付け消防予第369号)を地方公共団体宛てに通知し、併せて、「消防法施行規則等の一部を改正する省令等の参考資料の送付について」(平成30年6月1日付け事務連絡)にて参考資料を送付しました。

今後も、本改正を踏まえ、適切な消防用設備等の維持・管理をお願いします。

以上



平成29年度の受託評価業務を振り返って

警 報 設 備 部
消 火 ・ 消 防 設 備 部
虎 ノ 門 事 務 所

はじめに

平成29年度における受託評価業務の依頼状況は以下のとおりです。

1. 依頼状況の概要

区 分	依頼件数 又は個数
品質評価における型式評価・型式変更評価の依頼状況（自主表示対象機械器具を含む）	133
認定評価における型式評価・型式変更評価の依頼状況	44
特定機器評価における型式評価・型式変更評価の依頼状況	4
品質評価における型式適合評価等の依頼状況（自主表示対象機械器具を含む）	8,982,903
認定評価における型式適合評価の依頼状況	2,515,309
特定機器評価における型式適合評価の依頼状況	330,686
品質評価における更新等の依頼状況	173
認定評価における更新等の依頼状況	286
特定機器評価における更新等の依頼状況	8
自主表示対象機械器具の型式評価・型式変更評価の依頼状況	56
自主表示対象機械器具の型式適合評価の依頼状況	2,475,962
特殊消防用設備等の性能に関する評価の依頼状況	0
特定機器評価における総合評価の依頼状況	1

2. 品質評価業務関係

2-1. 型式評価・型式変更評価

(1) 補助警報装置及び中継装置

- ・依頼件数は前年度と同様0件でした。

(2) 音響装置

- ・依頼件数は1件で、前年度は0件でした。
- ・不合格は0件でした。

(3) 予備電源

- ・依頼件数は0件で、前年度は1件でした。

(4) 外部試験器

- ・依頼件数は0件で、前年度は1件でした。

(5) 放火監視機器

- ・依頼件数は4件で、前年度は0件でした。
- ・不合格は0件でした。

(6) 光警報装置及び光警報制御装置

- ・依頼件数は前年度と同様3件でした。
- ・不合格は0件でした。

(7) 消火器加圧用ガス容器

- ・依頼件数は0件で、前年度は11件でした。

(8) 蓄圧式消火器用指示圧力計

- ・依頼件数は0件で、前年度は2件でした。

(9) 消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁

- ・依頼件数は前年度と同様0件でした。

(10) 消火設備用消火薬剤

- ・ 依頼件数は0件で、前年度は2件でした。

(11) 住宅用スプリンクラー設備及び同構成部品

- ・ 依頼件数は前年度と同様0件でした。

(12) 特殊消防ポンプ自動車等に係る特殊消火装置

- ・ 依頼件数は45件で、前年度は35件でした。
- ・ 不合格は0件でした。

(13) 可搬消防ポンプ積載車

- ・ 依頼件数は前年度と同様0件でした。

(14) ホースレイヤー

- ・ 依頼件数は前年度と同様0件でした。

(15) 消防用積載はしご

- ・ 依頼件数は前年度と同様1件でした。
- ・ 不合格は0件でした。

(16) 消防用接続器具

- ・ 依頼件数は23件で、前年度は10件でした。
- ・ 不合格は0件でした。

2-2. 型式適合評価・確認評価

(1) 補助警報装置及び中継装置

- ・ 依頼個数は前年度と同様0個でした。

(2) 音響装置

- ・ 依頼個数は3,810個で、前年度の2,390個に対し59.4%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

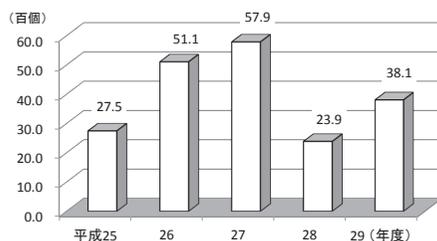


図-1 音響装置

(3) 予備電源

- ・ 依頼個数は270,124個で、前年度の246,887個に対し9.4%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

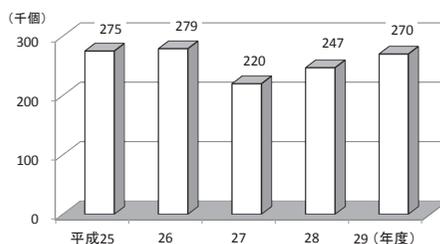


図-2 予備電源

(4) 外部試験器

- ・ 依頼個数は1,551個で、前年度の1,583個に対し2.0%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

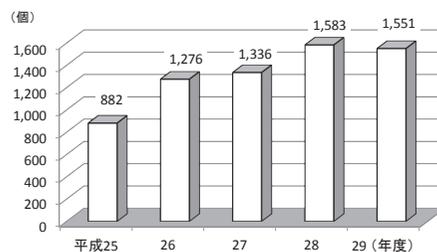


図-3 外部試験器

(5) 放火監視機器

- ・ 放火監視センサーの依頼個数は2,839個で、前年度の6,100個に対し53.5%減少した。
- ・ 放火監視受信装置の依頼個数は20個で、前年度の21個に対し4.8%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

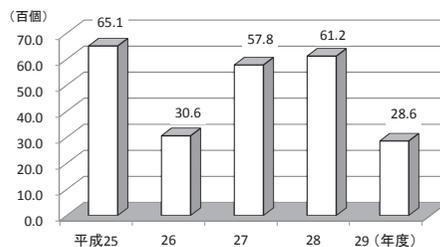


図-4 放火監視機器

(6) 光警報装置及び光警報制御装置

- ・ 光警報装置の依頼個数は11,328個で、前年度は0個であった。
- ・ 光警報制御装置の依頼個数は190個で、前年度は0個であった。
- ・ 不合格はなかった。

(7) 消火器加圧用ガス容器

- ・ 依頼個数は604,600個で、前年度の1,034,800個に対し41.6%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

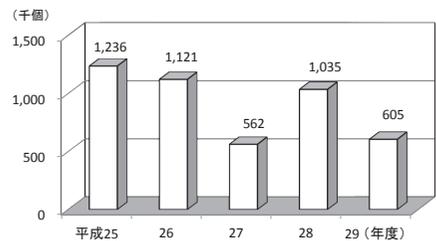


図-5 消火器加圧用ガス容器

(8) 蓄圧式消火器用指示圧力計

- ・ 依頼個数は4,553,005個で、前年度の4,354,897個に対し4.5%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

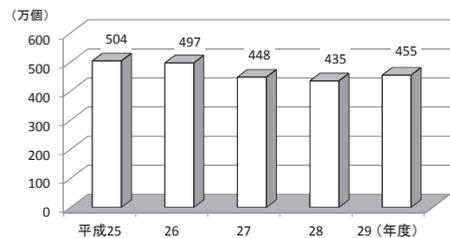


図-6 蓄圧式消火器用指示圧力計

(9) 消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁

- ・ 依頼個数は34,080個で、前年度の32,268個に対し5.6%増加した。
 - ・ 不合格は1件960個でした。
- 不良内容
- ア 規定の表示がないもの（1件）

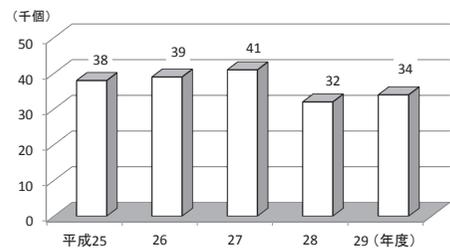


図-7 消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁

(10) 消火設備用消火薬剤

- ・ 依頼個数は983,995個で、前年度の951,750個に対し3.4%増加した。
 - ・ 不合格は1件55個でした。
- 不良内容
- ア 消火試験において消火不良のもの（1件）

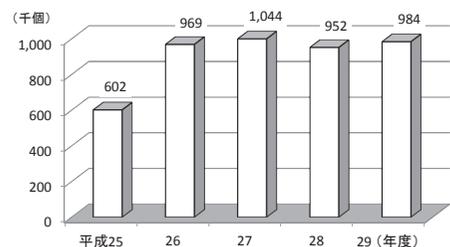


図-8 消火設備用消火薬剤

(11) 住宅用スプリンクラー設備及び同構成部品

- ・ 依頼個数は前年度と同様0個でした。

(12) 特殊消防ポンプ自動車等に係る特殊消火装置

- ・依頼台数は371台で、前年度の379台に対し2.1%減少した。
- ・不合格は1件1台でした。
不良内容
ア 水槽送水バルブが作動しないもの（1件）

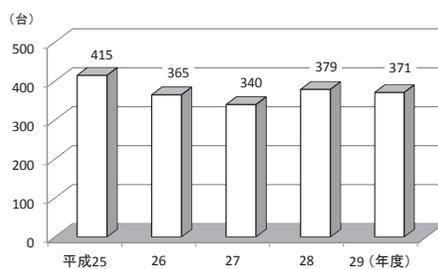


図-9 特殊消防ポンプ自動車等に係る特殊消火装置

(13) 可搬消防ポンプ積載車

- ・依頼台数は前年度と同様22台でした。
- ・不合格はなかった。

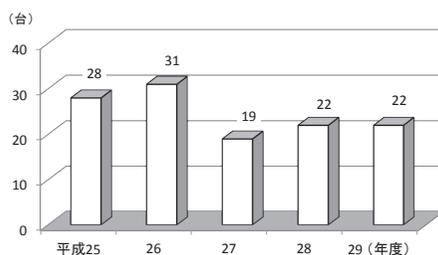


図-10 可搬消防ポンプ積載車

(14) ホースレイヤー

- ・依頼台数は78台で、前年度の81台に対し3.7%減少した。
- ・不合格はなかった。

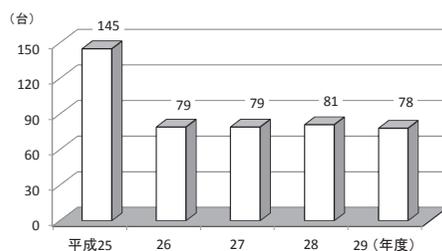


図-11 ホースレイヤー

(15) 消防用積載はしご

- ・依頼個数は2,367個で、前年度の3,038個に対し22.1%減少した。
- ・不合格はなかった。

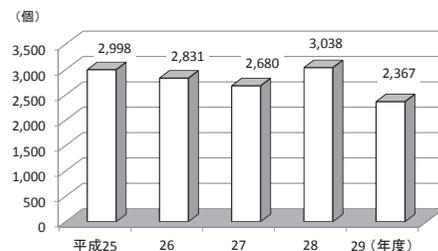


図-12 消防用積載はしご

(16) 消防用接続器具

- ・ 依頼個数は38,158個で、前年度の39,084個に対し2.4%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

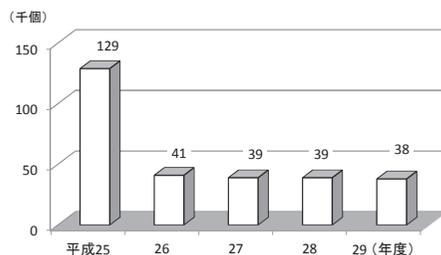


図-13 消防用接続器具

(17) 外部試験器の校正

- ・ 依頼個数は335個で、前年度の285個に対し17.5%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

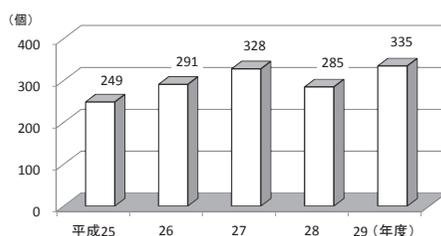


図-14 外部試験器の校正

(18) オーバホール等整備を行った特殊消防自動車に係る特殊消火装置

- ・ 依頼個数は68台で、前年度の66台に対し3.0%増加した。
- ・ 不合格は1件1台でした。

不良内容

ア 安全装置が作動しないもの（1件）

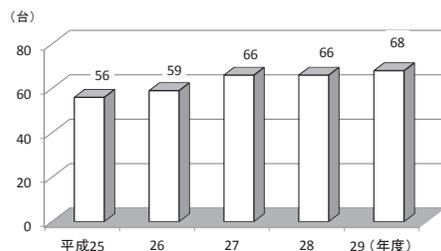


図-15 オーバホール等整備を行った特殊消防自動車に係る特殊消火装置

3. 自主表示対象機械器具の品質評価業務関係

3-1. 型式評価・型式変更評価

(1) 動力消防ポンプ

(1-1) 消防ポンプ自動車

- ・ 依頼件数は9件で、前年度は5件でした。
- ・ 不合格は1件でした。

不良内容

ア 耐落水試験において放水できないもの（1件）

(1-2) 可搬消防ポンプ

- ・依頼件数は2件で、前年度は3件でした。
- ・不合格は0件でした。

(2) 消防用吸管

- ・依頼件数は0件で、前年度は1件でした。

(3) 消防用ホース

- ・依頼件数は32件で、前年度は27件でした。
- ・不合格は2件でした。

不良内容

ア 構造 (1件)

イ 内張り (1件)

(4) 消防用結合金具

- ・依頼件数は11件で、前年度は14件でした。
- ・不合格は0件でした。

(5) 漏電火災警報器

- ・依頼件数は2件で、前年度は13件でした。
- ・不合格は0件でした。

(6) エアゾール式簡易消火具

- ・依頼件数は前年度と同様0件でした。

3-2. 型式適合評価

(1) 動力消防ポンプ

(1-1) 消防ポンプ自動車

- ・依頼台数は1,096台で、前年度の1,172台に対し6.5%減少した。
- ・不合格は1件1台でした。

不良内容

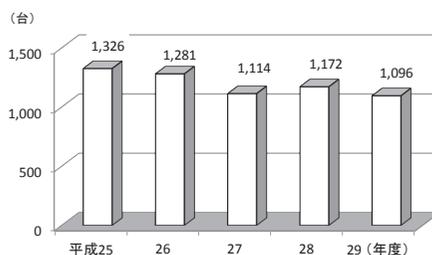


図-16 消防ポンプ自動車

ア 耐圧試験において、中継配管から漏水するもの（1件）

(1-2) 可搬消防ポンプ

- ・ 依頼台数は3,700台で、前年度の3,589台に対し3.1%増加した。
- ・ 不合格は2件2台でした。

不良内容

ア 放水口開閉バルブが全開にならないもの（1件）

イ 耐圧試験において、放水配管から漏水するもの（1件）

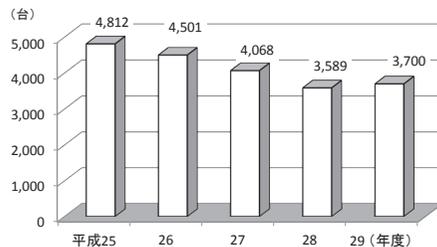


図-17 可搬消防ポンプ

(2) 消防用吸管

- ・ 依頼本数は8,380本で、前年度の8,397本に対し0.2%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

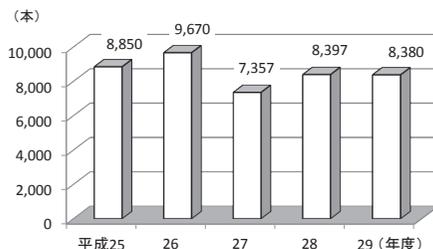


図-18 消防用吸管

(3) 消防用ホース

- ・ 依頼本数は638,072本で、前年度の702,475本に対し9.2%減少した。
- ・ 不合格は2件582本でした。

不良内容

ア 縦糸のより合わせ本数が申請値と異なるもの（1件）

イ 内径が規格値を外れるもの（1件）

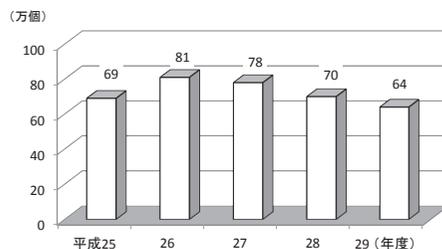


図-19 消防用ホース

(4) 消防用結合金具

- ・ 依頼個数は1,280,690個で、前年度の1,516,451個に対し15.5%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

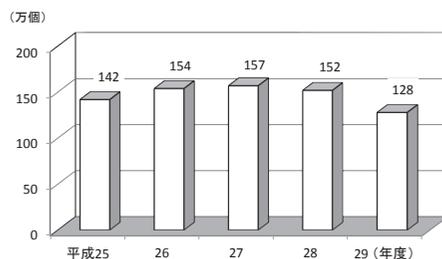


図-20 消防用結合金具

(5) 漏電火災警報器

- ・ 変流器の依頼個数は39,504個で、前年度の42,355個に対し6.7%減少した。
- ・ 受信機の依頼個数は34,372個で、前年度の34,098個に対し0.8%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

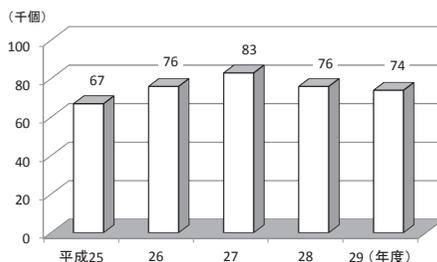


図-21 漏電火災警報器

(6) エアゾール式簡易消火具

- ・ 依頼個数は470,148個で、前年度の317,009個に対し48.3%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

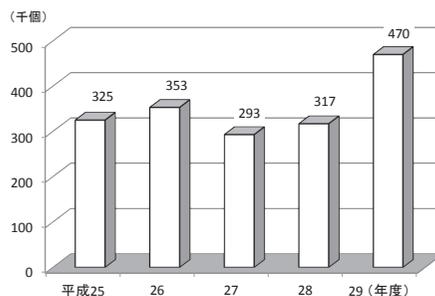


図-22 エアゾール式簡易消火具

4. 認定評価業務関係

4-1. 型式評価・型式変更評価・確認評価

(1) 自動火災報知設備の地区音響装置

- ・ 依頼件数は1件で、前年度は0件でした。
- ・ 不合格は1件でした。
不良内容
ア 音圧特性試験 (1件)

(2) 非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレン

- ・依頼件数は1件で、前年度は2件でした。
- ・不合格は0件でした。

(3) 非常警報設備の放送設備

- ・依頼件数は18件で、前年度は19件でした。
- ・不合格は2件でした。

不良内容

ア 音圧試験（1件）

イ 構造・表示試験（1件）

(4) パッケージ型自動消火設備及び同構成部品

- ・依頼件数は前年度と同様0件でした。

(5) 総合操作盤

- ・依頼件数は前年度と同様0件でした。

(6) 易操作性1号消火栓

- ・依頼件数は2件で、前年度は4件でした。
- ・不合格は0件でした。

(7) 2号消火栓・補助散水栓

- ・依頼件数は0件で、前年度は2件でした。

(8) 広範囲型2号消火栓

- ・依頼件数は前年度と同様2件でした。
- ・不合格は0件でした。

(9) ノズル

- ・依頼件数は1件で、前年度は0件でした。
- ・不合格は1件でした。

不良内容

ア 曲げ試験で破損するもの（1件）

(10) 消防用ホースと結合金具の装着部

・依頼件数は前年度と同様0件でした。

(11) 放水型ヘッド等スプリンクラー設備

・依頼件数は3件で、前年度は2件でした。

・不合格は0件でした。

(12) 特定駐車場用泡消火設備

・依頼件数は16件で、前年度は9件でした。

・不合格は閉鎖型泡水溶液ヘッド2件でした。

不良内容

ア 作動試験において作動が不完全なもの（2件）

4-2. 型式適合評価・確認評価

(1) 自動火災報知設備の地区音響装置

・依頼個数は378,795個で、前年度の327,789個に対し15.6%増加した。

・不合格はなかった。

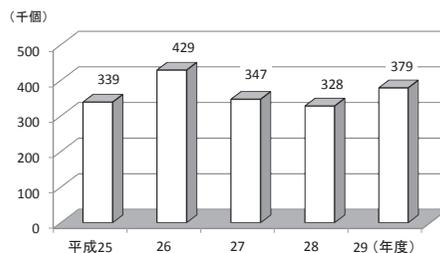


図-23 自動火災報知器設備の地区音響装置

(2) 非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレン

・依頼個数は75,605個で、前年度の67,307個に対し12.3%増加した。

・不合格はなかった。

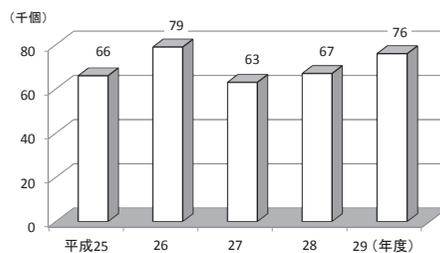


図-24 非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレン

(3) 非常警報設備の放送設備

- ・ 依頼個数は1,193,004個で、前年度の1,152,849個に対し3.5%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

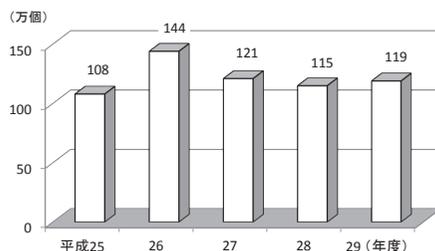


図-25 非常警報設備の放送設備

(4) パッケージ型自動消火設備及び同構成部品

- ・ 依頼個数は300個で、前年度の144,512個に対し99.8%減少した。内訳では、消火設備が240個で前年度の126個に対し90.5%増加、また、同構成部品は60個で、前年度の144,386個に対し100.0%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

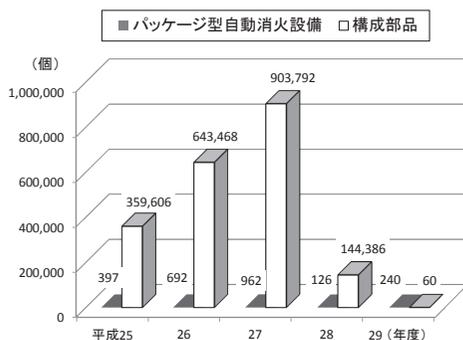


図-26 パッケージ型自動消火設備及び同構成部品

(5) 総合操作盤

- ・ 依頼個数は前年度と同様0個でした。

(6) 易操作性1号消火栓

- ・ 依頼個数は33,153個で、前年度の33,805個に対し1.9%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

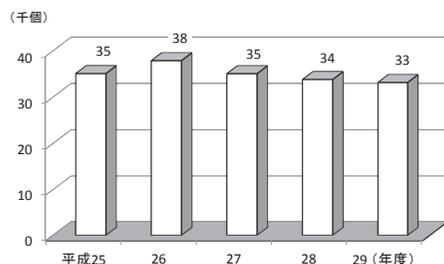


図-27 易操作性1号消火栓

(7) 2号消火栓・補助散水栓

- ・依頼個数は27,897個で、前年度の22,631個に対し23.3%増加した。
- ・不合格はなかった。

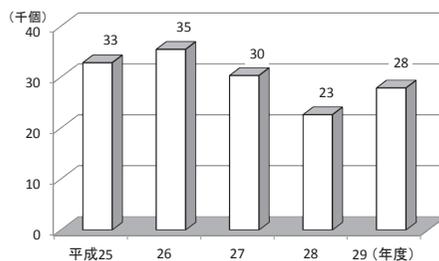


図-28 2号消火栓・補助散水栓

(8) 広範囲型2号消火栓

- ・依頼個数は6,345個で、前年度の4,035個に対し57.2%増加した。
- ・不合格はなかった。

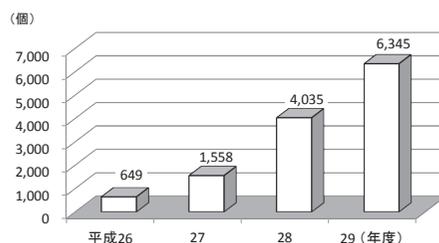


図-29 広範囲型2号消火栓

(9) ノズル

- ・依頼個数は117,336個で、前年度の114,410個に対し2.6%増加した。
- ・不合格は3件593台でした。

不良内容

ア 寸法検査において、規定値を外れるもの
(3件)

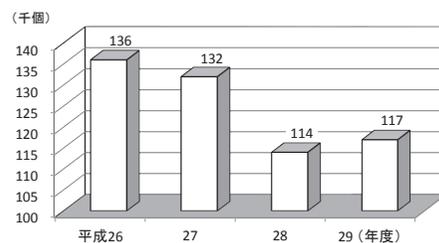


図-30 ノズル

(10) 消防用ホースと結合金具の装着部

- ・依頼個数は583,393個で、前年度の664,117個に対し12.2%減少した。
- ・不合格はなかった。

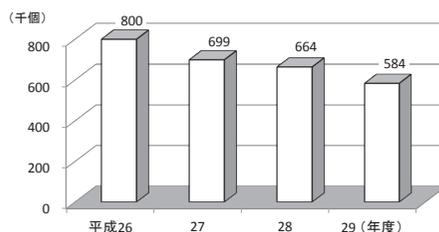


図-31 消防用ホースと結合金具の装着部

(11) 放水型ヘッド等スプリンクラー設備

- ・ 1号評価を受けた放水型ヘッド等スプリンクラー設備の主要構成装置の型式適合評価依頼は、放水部は7,077個で前年度の3,011個に対し135.0%増加、感知部は、79個で前年度の102個に対し22.5%減少、制御部は949個で前年度の1,300個に対し27.0%減少した。また、手動操作部は183個で前年度の200個に対し8.5%減少、受信部は0個で前年度の5個に対し皆減した。

全体の依頼個数は、8,288個で前年度の4,618個に対し、79.4%増加した。

- ・ 不合格はなかった。

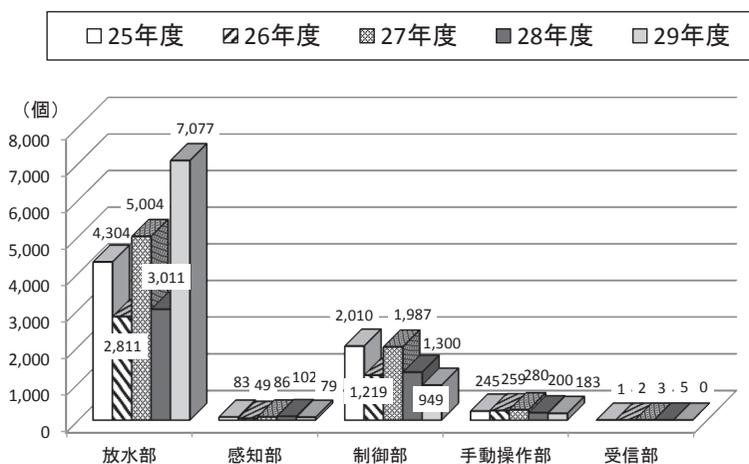


図-32 放水ヘッド等スプリンクラー設備

(12) 特定駐車場用泡消火設備

- ・ 依頼個数は99,370個で、前年度の68,652個に対し44.7%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

5. 特定機器評価業務

5-1. 総合評価

- ・ 依頼件数は1件で、前年度は2件でした。

5-2. 型式評価・型式変更評価

- ・ 依頼件数は4件で、前年度は10件でした。
- ・ 不合格は0件でした。

5-3. 型式適合評価

- ・ 依頼個数は330,686個で前年度は275,791個でした。
- ・ 不合格は1件12個でした。

不良内容

ア 降下速度試験において、復帰しないもの（1件）

6. 特殊消防用設備等の性能に関する評価

- ・ 依頼件数は前年度と同様0件でした。

7. 特例の評価依頼

- ・ 依頼件数は6件で、前年度は3件でした。



「東京国際消防防災展2018」での 展示ブースの出展報告

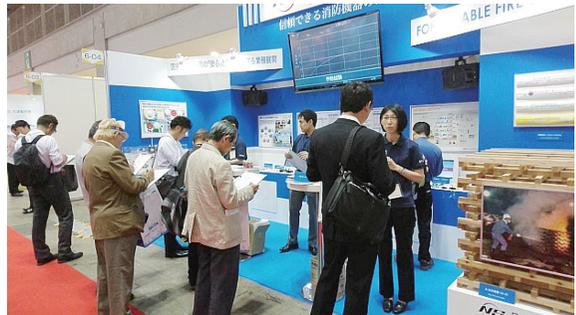
企画研究部情報管理課

「東京国際消防防災展2018」（以下「防災展」という。）が、東京ビッグサイト東ホールにおいて、平成30年5月31日（木）から同年6月3日（日）までの4日間にわたって開催されました。

防災展は、過去の災害を教訓とした各種災害リスクを周知し、都民等の防火防災意識及び行動力を向上させるとともに、住民・企業・行政による三者相互の連携強化並びに関連技術・産業の振興を促進することを目的として、東京消防庁、株式会社東京ビッグサイト及び東京国際消防防災展2018実行委員会の主催で開催されました。

防災展は、日本消防検定協会（以下「協会」という。）も協賛し、協会の事業及び検定制度に関する理解を深めていただくとともに、住宅用防災機器の普及促進・啓発等を併せて行うために展示ブースを出展しました。

防災展の初日は曇りのち雨だったものの、以降の3日間は天候に恵まれ、4日間の来場者数の合計は前回、前々回を上回る179,428人に上り、協会ブースの来場者数は1,348人（パンフレット配布数）となりました。



多くの来場者で賑わった協会ブース

ブースには、主に協会の概要及び業務の紹介を目的として次のものを展示しました。

(1) 映像の放映

ブースの正面上部に設置した60インチモニターで協会の業務の紹介映像を繰り返し放映し、希望された方に当該DVDを配布しました。

また、2台の14インチモニターでは、住宅防火を目的として「わが家の消火器具」及び「住宅火災から家族を守るために」を繰り返し放映しました。



協会の業務の紹介映像

(2) パネルの展示

① 協会の業務の紹介パネル

協会の業務を紹介するパネルとして、「信頼できる消防機器のために」、「検定業務」、「受託評価業務」、「消防機器の使われ方」の4枚のパネルを展示しました。



パネルや各種の展示品

② 消防用ホースのパネル

消防用ホースを紹介するパネルとして、日本消防ホース工業会のご協力により作成した「消防用ホースカットモデル」を展示しました。

③ 無線連動型住宅用防災警報器関係のパネルと実演

無線式の住宅用防災警報器の実機を取り付けた「無線連動型住宅用防災警報器のはたらき」というパネルを展示するとともに、住宅用防災警報器（煙式）感度試験機の模型を用いて住宅用防災警報器を実際に作動させ、パネルに取り付けた住宅用防災警報器が無線で連動して警報を発する様子を見ていただきました。



無線連動型住警器のパネルと実演

④ 消火試験のパネル

消火器消火試験を紹介するパネルとして、「クリブ消火試験風景」のパネルを展示台に設置したA火災模型（A-2）の側面に展示しました。

(3) カットモデル等の展示

実際に手に取って、触れていただくことを目的として、消火器、エアゾール式簡易消火具等のカットモデル、蓄圧式消火器（デモンストレーション用に薬剤等を抜いたもの）を用いたデモ用消火器及び各種消火薬剤を展示しました。

また、閉鎖型スプリンクラーヘッドのカットモデル、消防用ホースの試験試料、A火災及びB火災の試験模型、各社の住宅用防災警報器を展示しました。



A火災模型(A-2)

(4) 配布物

ブースへの来場者には、協会のパンフレットを配布するとともに、アンケートを実施し、回答していただいた方やお子様には、協会名の入ったペン立て（消防車両型）をお渡しし、好評をいただきました。

なお、アンケートの回答者数は886人で、その結果については、次号以降の検定協会だよりに掲載する予定です。



協会名の入ったペン立て

初日、2日目は平日ということもあり、消防防災の関係者の来場が多く見受けられましたが、3日目、4日目は土曜日、日曜日で、子供連れの家族や学生、少年消防団など一般の方々が多く見受けられました。

また、海外からの来場者も多く、日本で消防用機械器具等の型式を取得する方法等について、熱心に質問される方も多数見られました。

協会の展示に関しては、A火災模型（A-2）を迫力のある消火試験のパネルと共に設置したことで、来場者に非常に興味を持っていただき、また、消火試験のイメージを掴んでいただきました。

さらに、消火器や閉鎖型スプリンクラーヘッドのカットモデルなど、普段内部を見ることのできない機器の構造については、多くの来場者が興味深そうに眺めていました。特に、消防設備士を目指すという方が数名、熱心に構造について質問していました。

無線式連動型住宅用防災警報器の実演を見て、一般の来場者の多くの方々が興味・関心を示されていました。また、電池の寿命や清掃、点検方法等についての質問を多数いただき、来場者の住宅用防災警報器への関心が高いことが感じられました。なお、消防業界の関係者からは、住宅用防災警報器感度試験機に関するご質問を多数いただきました。

このように、4日間の累計で1,300人を超える方々にご来場いただき「消防用機械器具等の安全性の確保をもって、火災から人命及び財産を安全に保護する」という当協会の理念をご理解いただけたものと感じました。

最後に、ご来場いただいた皆様をはじめ、協会の出展にご協力、ご尽力いただいた方々にお礼申し上げます。今後も、協会の業務について一層ご理解いただき、防火・防災意識の啓発・高揚につながる出展を企画してまいりますのでよろしく願いいたします。



「第18回レスキューロボットコンテスト」への展示ブースの出展について

企画研究部情報管理課

平成30年8月11日（土・祝）・12日（日）の2日間、神戸サンボーホールにおいて「第18回レスキューロボットコンテスト」が開催されます。

当協会では、本コンテスト会場内の「あそぼう！まなぼう！ロボットランド」会場に展示ブースを出展し、『信頼できる消防機器のために』をキャッチフレーズに、来場者の皆様に当協会の業務について一層ご理解いただけるよう、国家検定業務等の関連映像、パネル、防災機器等の展示を行います。

なお、当協会展示ブースは、両日ともに10時から17時まで出展します。競技会本選は8月11日13時30分から12日17時15分まで開催される予定です。皆様のご来場を心よりお待ちしております。



昨年度の展示ブースの様子

日程	競技会	展示ブース
8/11(土・祝)	13:00 競技会開場 13:30～17:30 開会式・ファーストミッション第1～7競技	10:00～17:00 当協会展示ブースオープン
8/12(日)	9:30 競技会開場 10:00～12:20 セカンドミッション第1～4競技 13:00～15:45 ファイナルミッション第1～4競技 15:45～16:40 講演「多様な移動方式が可能な災害対応脚型ロボットに関する研究」 橋本健二（明治大学 理工学部 機械情報工学科、第13回 競基弘賞学術業績賞） 16:40～17:15 表彰式・閉会式	10:00～17:00 当協会展示ブースオープン

入場無料!

ファーストミッションでは、14チームからファイナルミッションへ進出する6チームを選びます。セカンドミッションでは、さらに2チームを選びます。

【会場アクセス】

会場：神戸サンボーホール

神戸市中央区浜辺通5-1-32

- ◆ポータルライナー「貿易センター駅」下車すぐ
- ◆JR「三ノ宮駅」から徒歩10分
- ◆阪急・阪神「三宮駅」から徒歩10分
- ◆神戸市営地下鉄「三宮・花時計前駅」から徒歩5分

お問合せ先：日本消防検定協会 企画研究部情報管理課 森本
TEL：0422-44-7471



未来の救命救助につながるロボット競技会

inrevium 杯
by 東京エレクトロデバイス

第18回

レスキュー ロボット コンテスト®

**入場
無料**

レスキューロボットコンテスト®とは

「レスキューロボットコンテスト」(略称「レスコン」)は、1995年の阪神・淡路大震災を契機とするレスキューロボットの研究の中から生まれたユニークなロボットコンテストです。人材育成とともに防災や災害対応に関する社会啓発で科学技術の裾野を広げ、レスキュー工学などの技術が将来高度に発展することを願って毎年開催されています。競技は地震で被災した市街地の1/6の「実験フィールド」で行い、ロボットの操縦はカメラの映像のみで「レスキューダミー」(愛称「ダミヤン」)をなるべく早くかつやさしく救出することが求められます。

神戸
予選
6.24 13:30
(日) 16:30
神戸ポートオアシス

愛知
予選
7.1 13:30
(日) 16:00
愛知工業大学
八草キャンパス

本
選
8.11 10:00
(土・祝) 17:30
8.12 10:00
(日) 17:15
神戸サンボーホール
併設行事 あそぼう!まなぼう!ロボットランド

私たちは過去の震災を忘れません。そして被災地の復興を応援し続けます。

- 主催 レスキューロボットコンテスト実行委員会、神戸サンボーホール
- 特別共催 消防庁、日本消防検定協会
- 共催 (一社)日本機械学会ロボティクス・メカトロニクス部門、(一社)日本ロボット学会、愛知工業大学、レスキューロボットコンテストシース実行委員会
- 特別協力 神戸市



神戸サンボーホール



日本消防検定協会



RIT 愛知工業大学



KOBE CITY

消防庁から消防庁長官賞、日本消防検定協会から日本消防検定協会理事長賞が贈呈されます。

本選大会パートナーシップ

- ゴールドスポンサー 東京エレクトロデバイス
- オフィシャルサプライヤー SANRITZ
- 協賛A FUJITSU 株式会社富士通エフサス
- 協賛B KOMATSU
- 協賛C (株)アサンテ エポックサイエンス(株) (一社)神戸市機械金属工業会 神戸信用金庫 富士テックノ工業(株) (株)みなと銀行 海部建設(株) (株)ウォンツ エヌティーシー(株) エヌティーテクノ(株) 小野電気(株) (株)クリエーティ (株)小島組 (株)システムサーパー 白月工業(株) (株)デザインネットワーク (株)東郷製作所 扶桑工機(株) 友宏ワイズ(株) (学)名古屋電気学園 愛名会
- 商品提供 オリエンタルモーター(株) コマツ (株)Cerevo ニッタ(株) 日本汪着端子製造(株) 白光(株) マクソンジャパン(株) (株)ロポティス

チームサポーター

- ゲームサポーターA YANMAR FUJITA Daiwa House Group.
- ゲームサポーターB MTL
- ゲームサポーターC icloud TOKAI WINGR Powering your potential
- ゲームサポーターD 日本テキサスインスツルメンツ(株) (株)FUJI (株)ユージン精機 伊藤電機(株) トーテックアメニティ(株) (株)フジワ

- 協力 バンドー神戸青少年科学館、神戸ポートオアシス、(一社)神戸市機械金属工業会、神戸信用金庫、(特非)国際レスキューシステム研究機構、近畿地区7高専、神戸市立工業高等専門学校、大阪電気通信大学、先端マルチメディア合同研究所(JIAMS)、(一財)トヨタ・モビリティ基金、北陽電機(株)、名古屋市消防防災センター
- 後援 近畿経済産業局、兵庫県、大阪府、愛知県、豊田市、兵庫県教育委員会、神戸市教育委員会、瀬戸市教育委員会、豊田市教育委員会、長久手市教育委員会、神戸商工会議所、(公社)関西経済連合会、(公社)新産業創造研究機構

「レスキューロボットコンテスト」事務局

レスキューロボットコンテスト実行委員会は、「技術を学び 人とつながり 災害に強い世の中をつくる」という理念の下に防災啓発活動を行っています。

E-mail: office@rescue-robot-contest.org

<https://www.rescue-robot-contest.org/> TEL:080-6126-6197

■事業運営 R×R



競技会予選

24チームから8月の本選に進出する14チームを選びます。
本選よりも簡易なルールで競います。

6月
24日

神戸予選 13:30~16:30 (開場13:00)
神戸ポートオアシス

参加チーム

MIC team R	鳥取県立工業系高校 MIC 同好会	なだりあいをこめて	神戸市立科学技術高校 科学技術研究会
MCT	松江高専 機械工学科	Fukaken	大阪府立大学 高専 福祉科学研究会
がんばるろKUBE	神戸市立高専	都工機械電気	大阪市立都島工業高校 機械電気科
救命コリッ!	大阪電気通信大学 自由工房	メカロマイスター	東海大学 チャレンジセンタープロジェクト
大工大エンジニア	大阪工業大学 モノポロロボットプロジェクト	ズビヤ!	岡山県立大学 ロボット研究サークル
TASUKE隊	産業技術短期大学 ロボットプロジェクト	レスキューHOT君	近畿大学 ロボット工作研究会
とくふい!!	徳島大学 ロボコンプロジェクト	六甲おろし	神戸大学
高ロボレスキュー	高山大学 ロボコンプロジェクト	WADAI救命9課	和歌山大学 レスキューロボットプロジェクト

7月
1日

愛知予選 13:30~16:00 (開場13:00)
愛知工業大学 八草キャンパス

参加チーム

RELOx17	会津大学 コンピュータ理工学部	産技荒川隊	東京都立産業技術高専 荒川キャンパス
RMF Rescue	電気通信大学 ロボメカ工房	長瀬ボーダーズ	愛知工業大学 レスキューロボット研究会
Ithascreat	群馬県立勢崎工業高校 電子機械研究部	レスキューやらまいか	静岡大学 ロボットファクトリー
おさかQ	岡山大学 ロボット研究会	Robo.Lab.	広島大学 ロボコンサークル

同時開催 AIT ロボット×防災 ワークショップ

- (1) レスキュー操縦体験
- (2) AITロボットミュージアム研究室ブース出展
- (3) 名古屋港防災センターブース出展

協力: 愛知工業大学ロボットミュージアム
名古屋港防災センター
※当日随時受付・無料



8月
11日(土・祝)

8月
12日(日)

競技会本選

サンボーホール
2F

ファーストミッションでは、14チームからファイナルミッションへ進出する6チームを選びます。
セカンドミッションでは、さらに2チームを選びます。

スケジュール

11日(土・祝)	13:00 開場	13:30~17:30 開会式・ファーストミッション第1~7競技
12日(日)	9:30 開場	10:00~12:20 セカンドミッション 第1~4競技
	13:00~15:45	ファイナルミッション 第1~4競技
	15:45~16:40	講演「多様な移動方式が可能な災害対応脚型ロボットに関する研究」 橋本 健二 (明治大学 理工学部 機械情報工学科、第13回 鯖島弘質学術業績賞)
	16:40~17:15	表彰式・閉会式

あそぼう!まなぼう!ロボットランド

サンボーホール 両日とも10:00~17:00 (開場時間10:00)

展示イベント

出展ブース	サンリツオートメーション(株) (株)フジタ 大阪大学、岡山理科大学、東北大学、小林CREST 神戸大学 複雑系機械工学研究室 日本消防検定協会 レスキューロボットコンテスト実行委員会 神戸市(消防局、危機管理室、経済観光局) バンドー神戸青少年科学館 (特非)国際レスキューシステム研究機構 近畿地区7高専	遠隔操作ロボットシステムとコア要素技術 (災害)復旧と無人化施工—遠隔操作ロボット「ロボQ」— 荒巻を行くロボット i-CentiPot 福島第一原子力発電所の廃止措置のための基礎技術と人材育成 信賴できる消防機器のために レスコンの目指すもの 自治体コーナー かかかんロボットMAP2018 ロボットレスキューシステムの構築 近畿地区7高専連携による防災技能を有した技術者教育の構築
--------------	---	---

参加イベント

<p>レスコンシーズジャンボリー2018 in KOBE 〜ミニレスコンを楽しもう!〜 レスキューロボットコンテストシーズ実行委員会 8月11日(土・祝)・12日(日) 10:30~16:30 対象:小学生以下 当日随時受付・無料</p> <p>ロボットクラブ・ふるふるを作ろう! 東京エレクトロニクス(株) 8月11日(土・祝) 10:30~16:30 対象:小学生3年生以上 午前1回/午後2回(各20人)実施 (観覧料を10:00と13:00に配布) 当日受付・有料500円(電池含む・税込)</p> <p>ロボット作り教室 in レスキューロボットコンテスト 神戸ポートピアホテル 8月12日(日) ①10:30~12:30 ②14:30~16:30 対象:小学校3年生以上 事前申込みのみ・有料500円(税込) ただし、サロンド・ポートピア会場は500円(税込) 各回16名(フル半日利用費、レストラン割引券付き) お問合せ・申込は、サロンド・ポートピア 078-933-5212(直通/9:00~17:30)まで</p>	<p>レスコンロボット操縦体験 レスキューロボットコンテスト実行委員会 8月11日(土・祝)・12日(日) 10:30~16:30 対象:小学生以下 当日随時受付・無料</p> <p>リモコンつき紙コップロボット 11日/神戸信用金庫・12日/(一社)神戸市機械金属工業会 8月11日(土・祝)・12日(日) 10:30~16:30 対象:小学校4年生以上(保護者同席の場合は小学校3年生以下でも可)当日受付・無料 ※作った紙コップロボットは持ち帰れます。 午前9時~午後2時(各50名)実施(整理券を10:00と13:30に配布) 協力:神戸市立工業高等専門学校</p> <p>風船によるUGOロボットハンド 11日/神戸信用金庫・12日/(一社)神戸市機械金属工業会 8月11日(土・祝)・12日(日) 10:30~16:30 対象:小学校4年生以上(保護者同席の場合は小学校3年生以下でも可) 当日受付・観覧料のみ(1日/先着順)・無料 ※限定材料がなくなり次第終了致します。 ※作ったUGOロボットハンドは持ち帰れます。 協力:神戸市立工業高等専門学校</p>
--	--

※都合により展示内容やスケジュール等が変更になる場合があります。 ※チラシに貼っている写真はイメージです。 ※できるだけ多くの方が参加できるよう定員のあるイベントは1日1イベントの受付をお願いします。

神戸予選会場

神戸ポートオアシス

JR「三宮」駅より徒歩18分
ポートライナー「貿易センター」駅または「ポート
ターミナル」駅より徒歩10分
神戸市営バス 29系統「桜園前」より徒歩1分

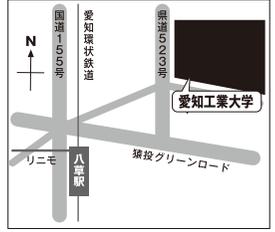


※駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

愛知予選会場

愛知工業大学 八草キャンパス

[名古屋駅から] 地下鉄東山線「名古屋」駅から乗車し「藤が丘」駅で下車、リニモに乗り換え「八草」駅で下車
徒歩 約10分もしくはシャトルバス 約5分
[多治見・土岐方面から] 愛知環状鉄道「高蔵寺」駅から
乗車し「八草」駅で下車、徒歩 約10分もしくはシャ
トルバス 約5分
[岡崎方面から] 愛知環状鉄道「岡崎」駅から乗車し
「八草」駅で下車、徒歩 約10分もしくはシャトルバス
約5分

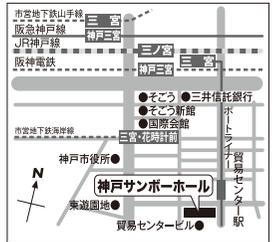


※「八草」駅からの無料シャトルバスの時刻表は、
レスコンホームページをご覧ください。
<https://www.rescue-robot-contest.org/>

本選会場

神戸サンボーホール

JR「三宮」・神戸市営地下鉄「三宮」・阪急・阪神「神戸
三宮」駅より徒歩10分
ポートライナー「貿易センター」駅下車すぐ
神戸市営地下鉄「三宮・花時計前」駅より徒歩5分



※駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。



財団法人 消防安全中心基金会(CFS)の 表敬訪問について

企画研究部企画研究課

平成30年5月下旬に、台湾において消防用機器等の認可業務を行う財団法人消防安全中心基金会(CFS)の洪副執行長の表敬を受けました。

一行はアジア消防長協会(IFCAA)総会及び東京国際消防防災展2018の見学のために訪日されました。

- 1 日時
平成30年5月30日(水)
9時30分～10時30分
- 2 場所
日本消防検定協会
役員応接室
- 3 訪問者(敬称略)
副執行長 洪嘉飛
林君澤

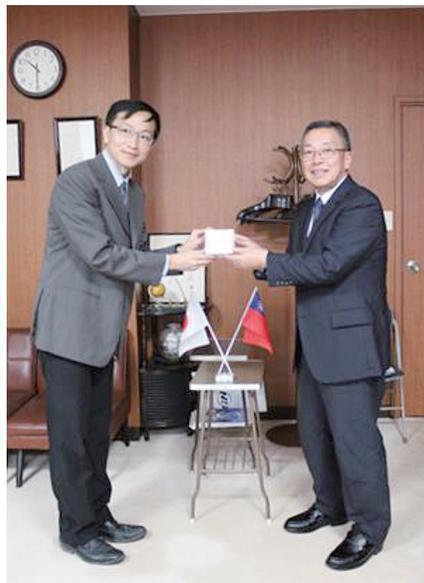


写真-1 記念品交換の様子



写真-2 検定協会玄関にて



財団法人 中華民国消防技術顧問基金会 (TF TF) の表敬訪問について

企画研究部企画研究課

平成30年6月初めに、台湾において消防用機器等の認可業務を行う財団法人中華民国消防技術顧問基金会（TF TF）の陳 総経理の表敬を受けました。

また、表敬の後、依頼のあった「消火薬剤等」についての研修を行いました。

- 1 日時 平成30年6月1日（金）10時00分～12時00分
- 2 場所 日本消防検定協会 役員応接室及びB会議室
- 3 訪問者 総経理 陳 安中
(敬称略) 主任 陳 昆顯
日本語事務員 楊 佳偵
- 4 表敬の様子



写真-1 表敬訪問

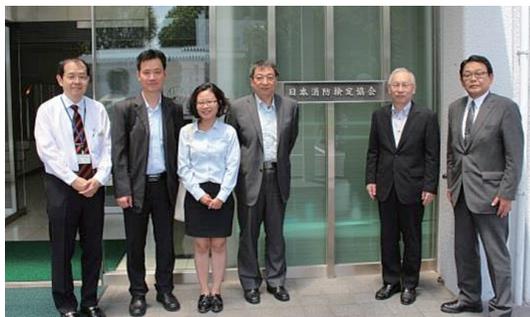


写真-2 検定協会玄関にて

- 5 研修の様子



写真-3 基準等の説明



写真-4 映像による説明



有効期限を経過した受託評価品目

【消防用吸管】

試験番号	承認年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の 終期日
S0102800	S55.6.5	大阪府豊中市新千里東町一丁目4番1号	タイガースポリマー株式会社	H30.3.31
S0104000	S62.7.14	大阪府豊中市新千里東町一丁目4番1号	タイガースポリマー株式会社	H30.3.31
S0104800	S54.12.25	大阪府豊中市新千里東町一丁目4番1号	タイガースポリマー株式会社	H30.3.31
S0107000	S50.6.11	大阪府豊中市新千里東町一丁目4番1号	タイガースポリマー株式会社	H30.3.31
S0107001	S52.11.25	大阪府豊中市新千里東町一丁目4番1号	タイガースポリマー株式会社	H30.3.31
S0108000	S52.11.25	大阪府豊中市新千里東町一丁目4番1号	タイガースポリマー株式会社	H30.3.31
S0108001	S57.4.22	大阪府豊中市新千里東町一丁目4番1号	タイガースポリマー株式会社	H30.3.31
S0108002	S62.7.14	大阪府豊中市新千里東町一丁目4番1号	タイガースポリマー株式会社	H30.3.31
S0108003	H1.6.28	大阪府豊中市新千里東町一丁目4番1号	タイガースポリマー株式会社	H30.3.31
S0110000	S51.6.21	大阪府豊中市新千里東町一丁目4番1号	タイガースポリマー株式会社	H30.3.31
S0110001	S52.11.25	大阪府豊中市新千里東町一丁目4番1号	タイガースポリマー株式会社	H30.3.31
S0111000	S52.8.19	大阪府豊中市新千里東町一丁目4番1号	タイガースポリマー株式会社	H30.3.31
S0111001	S.52.11.25	大阪府豊中市新千里東町一丁目4番1号	タイガースポリマー株式会社	H30.3.31
S0207000	S45.12.23	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謄株式会社	H30.3.31
S0207001	H1.6.28	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謄株式会社	H30.3.31
S0208000	S45.12.23	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謄株式会社	H30.3.31
S0208001	S52.4.13	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謄株式会社	H30.3.31
S0208002	S59.10.11	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謄株式会社	H30.3.31
S0208003	H4.7.13	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謄株式会社	H30.3.31
S0208004	H5.3.18	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謄株式会社	H30.3.31
S0208005	H6.1.28	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謄株式会社	H30.3.31
S0208006	H9.7.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謄株式会社	H30.3.31
S0210000	S46.2.26	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謄株式会社	H30.3.31
S0211000	S52.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謄株式会社	H30.3.31
S0211001	H2.1.17	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謄株式会社	H30.3.31
S0304000	S56.3.3	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目9番5号	オーサカゴム株式会社	H30.3.31
S0307000	S46.5.17	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目9番5号	オーサカゴム株式会社	H30.3.31

検定協会だより 30年7月

S0307001	S48.11.1	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目9番5号	オーサカゴム株式会社	H30.3.31
S0307002	H5.6.28	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目9番5号	オーサカゴム株式会社	H30.3.31
S0308000	S46.2.12	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目9番5号	オーサカゴム株式会社	H30.3.31
S0308001	S47.9.6	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目9番5号	オーサカゴム株式会社	H30.3.31
S0308002	S59.6.12	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目9番5号	オーサカゴム株式会社	H30.3.31
S0308003	S62.3.9	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目9番5号	オーサカゴム株式会社	H30.3.31
S0308004	H7.3.29	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目9番5号	オーサカゴム株式会社	H30.3.31
S0308005	H7.4.13	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目9番5号	オーサカゴム株式会社	H30.3.31
S0308007	H17.4.26	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目9番5号	オーサカゴム株式会社	H30.3.31
S0308008	H17.10.5	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目9番5号	オーサカゴム株式会社	H30.3.31
S0308009	H17.10.5	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目9番5号	オーサカゴム株式会社	H30.3.31
S0308010	H22.6.29	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目9番5号	オーサカゴム株式会社	H30.3.31
S0308011	H22.6.29	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目9番5号	オーサカゴム株式会社	H30.3.31
S0310000	S46.4.5	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目9番5号	オーサカゴム株式会社	H30.3.31
S0310002	H11.4.20	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目9番5号	オーサカゴム株式会社	H30.3.31
S0310003	H23.4.12	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目9番5号	オーサカゴム株式会社	H30.3.31
S0311001	H7.10.11	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目9番5号	オーサカゴム株式会社	H30.3.31
S0311002	H23.4.12	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目9番5号	オーサカゴム株式会社	H30.3.31
S0407000	H2.6.14	京都府京都市左京区北白川久保田町35番地	オカニワ株式会社	H30.3.31
S0408000	S63.11.17	京都府京都市左京区北白川久保田町35番地	オカニワ株式会社	H30.3.31
S0408001	H5.8.5	京都府京都市左京区北白川久保田町35番地	オカニワ株式会社	H30.3.31
S0411000	H2.6.14	京都府京都市左京区北白川久保田町35番地	オカニワ株式会社	H30.3.31

上記の機械器具等が型式に係る有効期限を経過し、かつ、更新手続きがされませんでしたのでお知らせします。

上記の機械器具等は、有効期限の終期日以降、当該型式に基づく製品について新たに当協会の型式適合評価を受け、合格表示が行われることはありません。

既に設置され又は型式適合評価を受け合格表示が行われた上記の機械器具等については、型式適合評価時において基準への適合性が確認されており適正な設置及び維持管理がされていれば、当該有効期限の経過による使用への影響はありません。

■■業界の動き■■

- 会議等開催情報 -

◆（一社）日本火災報知機工業会◆

○業務委員会（平成30年6月13日）

- ・平成29年度事業報告及び決算書（収支計算書等）について
- ・平成30年5月度理事会概要報告について
- ・平成30年度定時総会概要報告について
- ・住宅用火災警報器関連の報告他
検定申請個数等の定例報告
- ・事務局長会議議事概要について
- ・第6回データ審査型式適合検定責任者講習（新規講習）の開催について
- ・消防機器等製品情報センター運営会議議事概要について
- ・委員長連絡会報告

○メンテナンス委員会

（平成30年6月28日）

- ・点検実務マニュアル改訂小委員会報告
- ・維持運用管理手法小委員会報告
メンテナンス委員会の今後の検討課題について
平成30年6月1日官報の省令及び告示の公布について
- ・委員長連絡会報告

○技術委員会（平成30年6月14日）

- ・火報システム技術検討小委員会報告

エコマーク（加煙試験器）について
特小自火報設備の設置範囲拡大について

非常警報設備の基準の一部改正について

屋外警報装置等の技術基準の検討について

- ・委員長連絡会報告

○設備委員会（平成30年6月27日）

- ・設備性能基準化小委員会報告

平成30年6月1日官報の省令及び告示の公布について

弱電耐火ケーブルについて

「公共建築工事標準市詔書（電気設備工事編）平成31年版」等の改定意見の募集について

光警報装置ピクトグラムについて

- ・事基準書ハンドブック小委員会報告
- ・委員長連絡会報告

○システム企画委員会

（平成30年6月28日）

- ・火報関連システムとの連携調査小委員会報告
- ・委員長連絡会報告

○住宅防火推進委員会

（平成30年6月14日）

- ・交換推進WGについて

協 会 通 信

検討テーマ進捗状況について
テレビCM・ラジオCM報告について

- ・第107回全国消防長会予防委員会報告について
- ・住宅用火災警報器検定依頼個数について
- ・お客様電話相談室受付結果について

◆（一社）日本消火器工業会◆

○第1回PR委員会

（平成30年6月19日）

- ・「消火器のしおり」改訂について
- ・「国際福祉機器展」立会い協力依頼について
- ・型式失効に伴う回収促進について

○第3回技術委員会

（平成30年6月20日）

- ・「消火器便覧」（仮称）作成について
- ・検定対象機械器具等における型式番号の表記について
- ・高機能消火器について

○第3回企業委員会

（平成30年6月21日）

- ・消火器の申請・回収状況
- ・理事会書面決議（平成30年度消防庁長官表彰受賞者推薦会社の選定）について

- ・PFOS含有消火器・消火薬剤一覧表について
- ・検定対象機械器具等における型式番号の表記について
- ・消火器リサイクル推進センターからの報告
- ・高機能消火器の技術的検討について
- ・劣悪粉末消火剤の適正処分について

◆（一社）日本消火装置工業会◆

○第391回技術委員会

（平成30年6月6日）

- ・平成29年度 技術委員会活動報告（概要）について
- ・消火設備に関する課題および法令改正等についての要望について
- ・毒劇法対応WG発足について
- ・その他

○第172回第一技術分科会

（平成30年6月15日）

- ・平成29年度第一部会活動計画（案）について
- ・公共建築工事標準仕様書等改訂一次案について
- ・規則第13条第3項第6号に規定する外気の気流が流通する場所の件について
- ・SPヘッドの開発歴史編纂事業について
- ・その他

協 会 通 信

協 会 通 信

○第148回第三技術分科会

(平成30年 6 月19日)

- ・ガス系消火設備等における評価申請ガイドラインの改訂管理について
- ・標準仕様書改定一次案について
- ・平成29年度 第三部会技術分科会活動報告(案)について
- ・消火設備に関する課題および法令改正等についての要望書について
- ・その他

○第167回第二技術分科会

(平成30年 6 月21日)

- ・毒物及び劇物取締法への対応について
- ・その他

◆(一社)日本消防ポンプ協会◆

○総務委員会 (平成30年 6 月26日)

- ・全国消防機器協会事務局長会議等の報告について
- ・平成30年度 消防庁長官表彰に係る表彰委員会について

- ・内閣府公益目的支出計画実施報告書の提出について

- ・可搬消防ポンプに係る型式評価の運用について
- ・消防防災研究助成金の申請結果について
- ・その他

○小型部会 (平成30年 6 月14日)

- ・「小型動力ポンプ点検のお願い」作成の検討
- ・その他

○小型技術委員会 (平成30年 6 月21日)

- ・燃料タンクの樹脂材質に係る検討について
- ・その他

○大型技術委員会 (平成30年 6 月22日)

- ・水槽付消防ポンプ自動車の細則の検討
- ・日本消防検定協会との合同会議
- ・その他

協 会 通 信

検定協会だより 30年 7 月

新たに取得された型式一覧

型式承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認年月日
小型消火器	消第30～17号	モリタ宮田工業株式会社	強化液 3.0l (蓄圧式、鉄製)	H30.5.25
	消第30～18号	モリタ宮田工業株式会社	住宅用強化液 1.0l (蓄圧式、鉄製)	H30.6.7
光電式分離型感知器 (2信号及び試験機能付)	感第30～9号	ホーチキ株式会社	1種 (39.5V、30mA)・非蓄積型・公称監視距離5m～100m 2種 (39.5V、30mA)・非蓄積型・公称監視距離5m～100m 非防水型、普通型、再用型、減光式	H30.5.22
定温式スポット型感知器	感第30～10号	ヤマトプロテック株式会社	特種 (24V、55mA)・公称作動温度60℃ 非防水型、普通型、再用型	H30.6.1
	感第30～11号	ヤマトプロテック株式会社	1種 (24V、55mA)・公称作動温度70℃ 防水型、普通型、再用型	H30.6.1
光電式スポット型感知器	感第30～12号	日本フェンオール株式会社	3種 (24V、60mA)・非蓄積型 非防水型、普通型、再用型、散乱光式	H30.6.15
P型1級発信機	発第30～2号	ニッタン株式会社	屋外型 (24V、55mA)	H30.6.1
中継器	中第30～10号	能美防災株式会社	直流24V、外部配線抵抗50Ω	H30.6.15
GR型受信機 (アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付)	受第30～7号	能美防災株式会社	交流100V、外部配線抵抗30Ω 公称蓄積時間10秒～60秒 公称受信温度40℃～85℃ 公称受信濃度 (スポット型) 2.6%/m～17.2%/m 公称受信濃度 (分離型) 8%～80%	H30.6.15
一斉開放弁	開第30～3号	能美防災株式会社	加圧型 100 (10K、縦)	H30.5.22
	開第30～4号	能美防災株式会社	加圧式 200 (10K、縦)	H30.5.22

型式変更承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認年月日
定温式スポット型感知器	感第23～8～1号	能美防災株式会社	1種 (30V、75mA)・公称作動温度75℃ 防水型、耐酸型、耐アルカリ型、再用型	H30.6.7

品質評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認年月日
動力消防ポンプ	P0624	株式会社篠崎ポンプ機械製作所	消防ポンプ自動車 (A-2)	H30.6.11
消防用ホース	H0125FC11A	芦森工業株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.6、呼称65 (シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント綾織、円織)	H30.5.18
	H0724DC05A	オカニワ株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.3、呼称40 (シングル、ポリエステル/アラミド・ポリエステルフィラメント綾織、円織)	H30.5.28
	H0726DC03A	オカニワ株式会社	平、合成樹脂、使用圧2.0、呼称40 (シングル、ポリエステル/アラミド・ポリエステルフィラメント綾織、円織)	H30.5.28
	H0225EC08A	櫻護謨株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.6、呼称50 (シングル、ポリエステル・ポリエステル/ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント綾織、円織)	H30.5.31
	H0325DC06A	帝国繊維株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.6、呼称40 (シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント綾織、円織)	H30.5.31
	H0125EC10A	芦森工業株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.6、呼称50 (シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント綾織、円織)	H30.6.21
特殊消防ポンプ自動車又は特殊消防自動車に係る特殊消火装置	M L L A Ⅲ 5 - 35WE1 - 1	株式会社モリタ	はしご付消防ポンプ自動車	H30.5.28
	MVF21-1	株式会社モリタ	屈折はしご付消防ポンプ自動車	H30.5.28
	MT-10-8	株式会社モリタ	水槽付消防ポンプ自動車	H30.5.28
	MT-25-3	株式会社モリタ	水槽付消防ポンプ自動車	H30.5.28

認定評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認年月日
非常電話	認評放第30~5号	能美防災株式会社	AC100V	H30.5.28

検定対象機械器具等申請一覧表

種別	型式試験 申請件数	型式変更試験 申請件数	型式適合検定				
			申請件数	申請個数	対前年 同比(%)	対前年 累計比(%)	
消火器	大型	0	0	21	2,079	45.8	83.1
	小型	0	0	94	404,583	95.5	110.8
消火器用消火薬剤	大型用	0		5	146	44.4	55.5
	小型用			18	16,206	64.7	65.3
泡消火薬剤		1		24	120,760	78.3	98.5
感知器	差動式スポット型	0	0	38	287,327	107.1	96.5
	差動式分布型	0	0	11	8,340	123.5	122.7
	補償式スポット型	0	0	2	1,500	皆増	250.0
	定温式感知線型	0	0	0	0	-	-
	定温式スポット型	0	0	39	119,269	87.7	95.2
	熱アナログ式スポット型	0	0	5	6,496	73.6	71.8
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	イオン化式スポット型	0	0	1	100	皆増	3,255.6
	光電式スポット型	0	0	40	153,168	95.5	96.3
	光電アナログ式スポット型	0	0	16	47,653	154.1	109.6
	光電式分離型	0	0	7	355	107.6	109.3
	光電アナログ式分離型	0	0	2	60	57.1	50.9
	光電式分布型	0	0	0	0	-	-
	光電アナログ式分布型	0	0	0	0	-	皆増
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	紫外線式スポット型	0	0	2	110	366.7	100.0
	赤外線式スポット型	0	0	6	310	35.2	37.5
紫外線赤外線併用式スポット型	0	0	1	277	101.1	302.2	
炎複合式スポット型等	0	0	0	0	-	-	
発信機	P型1級	0	0	14	30,645	144.4	120.9
	P型2級	0	0	8	6,240	107.5	109.5
	T型	0	0	0	0	-	-
	M型	0	0	0	0	-	-
中継器		0	0	98	38,001	110.1	92.9
受信機	P型1級	0	0	52	2,901	127.6	116.2
	P型2級	0	0	16	5,471	151.8	159.2
	P型3級	0	0	3	77	3,850.0	226.8
	M型	0	0	0	0	-	-
	R型	0	0	9	107	89.9	97.9
	G型	0	0	6	16	106.7	106.3
	GP型1級	0	0	8	12	57.1	121.1
	GP型2級	0	0	0	0	-	-
	GP型3級	0	0	13	42,440	104.0	96.1
GR型	0	0	14	146	76.8	90.7	
閉鎖型スプリンクラーヘッド	0	0	44	204,520	127.0	103.8	
流水検知装置	0	0	46	2,464	128.5	108.7	
一斉開放弁	0	0	17	1,071	64.4	135.5	
金属製避難はしご	固定はしご	0	0	4	29	皆増	1,000.0
	立てかけはしご	0	0	0	0	-	-
	つり下げはしご	0	0	24	12,582	108.5	101.8
緩降機		0	0	3	340	68.0	80.2
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	0	0	22	128,630	72.6	77.8
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	-	-
	光電式住宅用防災警報器	0	0	38	770,710	97.8	114.5
合計	1	0	771	2,415,141	97.8	103.7	

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

性能評価申請一覧表

特殊消防用設備等性能評価業務	性能評価申請件数	性能評価変更申請件数
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0

受託評価等依頼一覧表

品質評価業務	型式評価依頼件数	型式変更評価依頼件数	更新等依頼件数	型式適合評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年同月比(%)	対前年累計比(%)	
補助警報装置及び中継装置	0	0	0	0	0	-	-	
音響装置	0	0	0	2	450	150.0	122.2	
予備電源	0	0	0	4	21,627	128.5	108.6	
外部試験器	0	0	0	3	72	114.3	52.7	
放火監視機器	放火監視センサー	0	0	0	1	400	72.7	62.5
	受信装置等	0	0	0	0	0	-	100.0
光警報装置		0	0	0	0	0	皆減	皆減
	光警報制御装置	0	0	0	0	0	-	皆増
消火器加圧用ガス容器	0	0	0	2	20,000	37.0	240.3	
蓄圧式消火器用指示圧力計	0	0	0	4	393,002	105.9	110.2	
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	0	0	0	6	5,100	293.1	146.1	
消火設備用消火薬剤	0	0	0	9	105,559	205.9	228.1	
住宅用スプリンクラー設備		0	0	0	0	0	-	-
	構成部品	0	0	0	0	0	-	-
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	0	1	15	23	85.2	114.3	
	可搬消防ポンプ	0	0	5	198	104.8	132.7	
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0	0	1	250	25.8	74.2	
	呼称65以下のもの	0	0	1	30	66.7	291.3	
消防用ホース	平 40を超えるもの	3	0	0	11	16,282	101.0	120.6
	平 40以下のもの	2	0	2	11	22,002	103.3	109.1
	濡れ	0	0	0	0	0	-	-
	保形	0	0	0	4	4,500	66.1	75.0
消防用結合金具	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	0	-	皆減
	差込式	0	0	0	35	98,904	75.4	98.9
	ねじ式	0	0	0	25	13,300	115.6	136.2
	同一形状	0	0	0	2	392	61.3	206.4
漏電火災警報器	変流器	0	0	0	10	2,860	117.2	74.2
	受信機	0	0	0	4	1,649	67.7	67.1
エアゾール式簡易消火具	0	0	0	4	23,308	75.5	37.2	
特殊消防ポンプ自動車	0	0	0	1	1	50.0	90.0	
特殊消防自動車				2	2	皆増	皆増	
可搬消防ポンプ積載車	0	0	0	0	0	-	皆減	
ホースレイヤー	0	0	0	2	11	137.5	137.5	
消防用積載はしご	0	0	0	8	258	103.2	180.8	
消防用接続器具	1	0	0	10	2,654	102.0	120.9	
品質評価業務				確認評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年同月比(%)	対前年累計比(%)	
外部試験器の校正				9	25	51.0	51.5	
オーバーホール等整備				6	6	200.0	125.0	

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

平成30年 6月

認定評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
地区音響装置	0	0	0	37	34,337	91.8	117.1	
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	1	0	0	50	6,952	102.6	107.9
	放送設備	0	2	15	74	75,846	180.2	88.0
パッケージ型自動消火設備	0	0	0	0	0	-	-	
構成部品	0	0	0	0	0	-	-	
総合操作盤	0	0	0	0	0	-	-	
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	0	0	0	11	3,130	99.8	116.9
	2号消火栓	0	0	0	12	1,328	53.7	77.4
	広範囲型2号消火栓	0	0	0	5	233	186.4	135.1
	補助散水栓	0	0	0	0	0	-	皆減
ノズル	1	0	0	15	5,152	71.3	117.5	
認定評価業務	装着番号付与 確認評価 依頼件数		更新等 依頼件数	製品確認評価				
屋内消火栓等	消防用ホースと結合金具の装着部	0	0	3	20,199	57.2	105.8	
認定評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
特定駐車場用泡消火設備	0	0	0	2	5,183	72.7	77.9	
認定評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備	1	0	0	7	0	0	-	
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置	0	0	0	4	13	13	118.2	141.7
特定機器評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
特定消防機器等	0	0	0	1	17	28,329	169.0	113.1
受託試験及びその他の評価	依頼件数			依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
受託試験(契約等)	0							
受託試験(その他の契約等)				2	2	100.0	116.7	
評価依頼(基準の特例等)	0							

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。
 ※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。
 ※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

関東甲信地方は、昭和26年以降初めて6月に梅雨明けしましたが、7月に入ってから、梅雨のない北海道でも大雨が降り、西日本の各地では記録的な豪雨が続き、河川の氾濫や土砂崩れによってたくさんの方が亡くなるなど、甚大な被害が発生しました。

サッカーのワールドカップロシア大会の決勝トーナメントでベルギーと戦った日本代表は、延長戦かと思いついた後半の追加タイムの終盤に一瞬の隙を突かれて逆転負けし、初のベスト・エイト入りを逃しました。スポーツの勝敗も災害による被害の発生も一瞬の隙が命取りになりかねないので、冷静、的確かつ迅速な対応が必要です。

さて、今月号では、東京消防庁総監の村上研一様に巻頭のことばを、消防庁予防課からは「消防法施行規則等の一部を改正する省令等について」をご寄稿いただき、誠にありがとうございました。

8月号では、消防庁消防大学校長の平野隆様に巻頭のことばを、消防庁消防研究センターからは「全国消防技術者会議の開催について」、大阪市消防局からは「平成29年中の規制対象物における火災発生状況」をご寄稿いただき、当協会からは「平成29年度の検定協会決算概要について」、「非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレンの認定評価細則の一部を改正する規程について」などを掲載する予定です。

検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

- (1) 消防用機械器具等の不動作、破損等、性能上のトラブル例

- (2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町 4-35-16
日本消防検定協会 企画研究課
電話 0422-44-8471（直通）
E-mail
<kikenka@jfeii.or.jp>

発行 日本消防検定協会

<http://www.jfeii.or.jp>



本所 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町 4-35-16
TEL 0422-44-7471(代) FAX 0422-47-3991



大阪支所 〒530-0057 大阪市北区曽根崎 2-12-7 清和梅田ビル4階
TEL 06-6363-7471(代) FAX 06-6363-7475



虎ノ門事務所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館9階
TEL 03-3593-2991 FAX 03-3593-2990

検定協会だよりはホームページでもご覧になれます。

当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。

e-mail : kikaku@jfeii.or.jp 専用 FAX 0422-44-8415



日本消防検定協会